

福岡市国際競争拠点都市整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき福岡都心地域都市再生緊急整備協議会が作成した特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等の事業を実施する事業者に対して、事業に要する経費の一部を補助することにより、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象地区)

第2条 補助金の交付対象となる地区（以下「対象地区」という。）は、特定都市再生緊急整備地域福岡都心地域とする。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、都市再生推進事業交付要綱（以下「国要綱」という。）第11編国際競争拠点都市整備事業第1章国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）とする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金交付対象者は、次の各号のすべての要件を備えた者とする。なお、補助金の交付対象者は公募により募集する。

(1) 交付対象地区において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等で第7条に規定する市長の承認を受けた事業を行うこと。

(2) 本市の市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する交付対象者に対して、国際競争拠点都市整備事業に要する費用の2/3以内及び市予算の範囲内で、市長が決定する額とする。

2 補助金の額の算定根拠となる、補助金の対象事業費については、消費税額を控除した額とする。

(整備計画に基づく助言及び指導)

第6条 市長は、申請者に対し、対象地区における整備計画を促進する上で必要な事項について助言し、又は指導することができる。

(国際競争拠点都市整備事業の承認申請)

第7条 申請者は、あらかじめ、対象地区に係る整備計画に適合した事業計画を作成し、事業承認申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、補助金からの暴力団排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者(法人であるときは、その役員の全て)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(国際競争拠点都市整備事業の承認通知等)

第8条 市長は、前条の承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは事業承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。承認しない場合は、申請者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の事業の承認を行うにあたり、必要があるときは当該事業の内容について条件を付することができる。

(国際競争拠点都市整備事業内容の変更)

第9条 申請者は、前条の規定により市長から承認を受けた事業の内容を変更しようとするとき(事業を廃止又は中止しようとするときを含む。)は、事業内容変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合、前条の規定を準用する。

(補助金の交付申請)

第10条 申請者は、次に掲げる書類を添付した国際競争拠点都市整備事業補助金交付申請書(様式第4号。以下「申請書」という。)を市長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度で実施する事業の内容が把握できる書類
- (2) 当該年度の事業費内訳、図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の可否を審査し、交付を決定したときは、国際競争拠点都市整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(申請事項の変更交付申請)

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請書に記載した事項及び添付書類の内容を変更しようとするときは、国際競争拠点都市整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）を市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに変更の内容を審査し、変更を承認したときは、国際競争拠点都市整備事業補助金交付変更承認書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 補助対象者は、国際競争拠点都市整備事業の中止などにより申請の取下げをしようとするときは、国際競争拠点都市整備事業補助金交付申請取下届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた国際競争拠点都市整備事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添付した国際競争拠点都市整備事業補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施内容の把握できる書類
- (2) 完了事業費内訳書
- (3) 完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、事業が翌年度にわたる場合は、補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに次に掲げる書類を添付した国際競争拠点都市整備事

業補助金年度終了実績報告書（様式第 9－2 号）を、市長に提出しなければならない。

- （１） 実施内容の把握できる書類
- （２） 年度終了事業費の内訳書
- （３） 事業実施工程表
- （４） 工事写真
- （５） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助金を交付することを適正と認めたときは、補助金の額を決定し、国際競争拠点都市整備事業補助金の額の確定通知書（様式第 10 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 16 条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、国際競争拠点都市整備事業補助金交付請求書（様式第 11 号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第 17 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要と認める場合は、事業者から国際競争拠点都市整備事業補助金（概算交付）請求書（様式 11－2 号）を徴し、補助金の交付の決定額以内の額の補助金を概算交付することができる。

（補助金交付の取消し等）

第 18 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （２） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき。
- （３） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(補助金対象者の責務)

第20条 補助対象者は、この要綱及び法令等の規定を誠実に守り、都市再生の推進に努めなければならない。

- 2 補助対象者は、事業を行うにあたり、都市の国際競争力強化を図るために、自らの責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助対象者は、この要綱に基づく補助を受けて整備した施設等について、保全の措置を講じ、継続して都市再生の推進に寄与しなければならない。
- 4 前項の規定は、この要綱に基づく補助を受けて整備した施設等を、事業者が第三者に賃貸又は譲渡した場合においても準用する。

(帳簿、関係書類等の整理保管)

第21条 補助対象者は、事業に係る収入・支出に関する帳簿、その他事業の実施の経過を明らかにするための関係書類を作成し、当該事業の属する会計年度の終了後5年間、整理保管しなければならない。

- 2 前項に掲げる事項がすべて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法をいう。)により記録がなされ、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって第1項の帳簿に代えることができる。

(情報公開)

第22条 補助対象者は、市に対して情報公開請求があった場合において、保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、補助対象者に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該文書を提出するよう求めることができる。
- 3 補助対象者と市は、前項の規定による文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める文書の範囲その他必要な事項について定める協定を締結しなければならない。

(その他)

第23条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)の定めるところによる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。